

「住居確保給付金」のご案内

～住居を喪失または喪失するおそれのある方へ～

I 対象者の要件

住居確保給付金は、申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。
ただし、⑥は当面の間不要です。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失のおそれがあること。
- ② イ. 申請日において、離職、廃業等の日から2年以内であること。または
ロ. 給与や収入を得る機会が個人の責めによらずに減少し、当該個人の就労状況が離職、廃業と同程度の状況にあること。
- ③ 離職等の日において、世帯の生計を主として維持していたこと。
(離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む)
- ④ 申請日の属する月において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下「世帯の収入額」という。）が次の表の金額以下であること。（収入には、公的給付等を含む）

世帯人数	基準額 ※1		収入基準額 ※2
1人	8.1万円	+ 家賃額 (ただし地域ごと に設定された基準 額が上限)	11.9万円
2人	12.3万円		16.9万円
3人	15.7万円		20.6万円
4人	19.4万円		24.3万円
5人	23.2万円		28.1万円
6人	26.9万円		32.2万円
7人	30.6万円		36.5万円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資産の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	金融資産（預貯金及び現金）
1人	48.6万円
2人	73.8万円
3人	94.2万円
4人	100万円
5人以上	100万円

- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
- ⑦ 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）または自治体等が実施する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

II 支給額等

- ① 住居確保給付金は下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給します。

世帯人数	支給限度額 ※3
1人	3.8万円
2人	4.6万円
3人～5人	4.9万円
6人	5.3万円
7人以上	5.9万円

※ ただし、床面積 15 m²以下は別途定めます。

※世帯の収入額が、基準額（※1）を超える場合

支給額 = 基準額（※1）+ 申請者の実際の家賃額 - 世帯の収入額になります。

ただし、支給額の上限は支給限度額（※3）になります。

- ② 支給期間は3ヶ月間。（一定の条件により延長及び再延長が可能。最長9カ月間）
- ③ 支給方法は、生活福祉課から貸主等の金融機関口座へ直接振り込みます。

Ⅲ 手続きに必要な書類

- ① 住居確保給付金支給申請書、住居確保給付金申請時確認書
- ② 本人確認書類（次のいずれか）
 - 運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等（顔写真の無い証明書を提出する場合は2以上の書類）
- ③ 離職関係書類
 - イ. 離職等の場合
 - 離職票、雇用保険受給資格者証、雇用契約の非更新通知、離職証明書、退職証明書等。ない場合は、給与振込みが一定の時期から途絶えている通帳の写し等、もしくは廃業届
 - ロ. 収入を得る機会の減少の場合
 - 休業を命じる文書、シフトの減少がわかる文書、請負契約等のキャンセルがわかる文書等
- ④ 収入関係書類
 - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入が確認できる書類の写し
 - 給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険受給資格者証明書、年金や手当等公的給付の支給額がわかる書類
- ⑤ 金融資産関係書類
 - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者全員の申請日の金融機関の通帳等の写し
- ⑥ ハローワークの発行する「求職受付票(ハローワークカード)」の写し（当面の間不要）
- ⑦ 賃貸契約書の写し（住居を喪失されている方は契約後）

Ⅳ 手続きの流れ

1. 住居確保給付金の支給申請

- ① 必要書類(Ⅲ参照)を添えて、「住居確保給付金の支給申請書」を生活福祉課（自立相談支援機関）に提出してください。
- ② 生活福祉課（自立相談支援機関）から、支給申請書の写しの交付にあわせて、「入居（予定）住宅に関する状況通知書」の用紙をお渡ししますので、不動産業者等で記載してもらってください。
※住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、河内長野市社会福祉協議会に住居確保給付金の支給申請書の写しを提示することによって、総合支援資金等の借入申込みを行うことができます。

2. 入居予定住宅の確保 ※住居を喪失されている方のみ

- ① 住居を喪失されている方は、不動産業者等に住居確保給付金の支給申請書の写しを提示しつつ、住居確保給付金の支給決定等を条件に当該業者等を介して入居可能となる賃貸住宅を探してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は支給申請書を提出した自治体の地域内です。
- ② 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」の記載・発行をしてもらいます。

3. ハローワークでの求職申込み ※求職受付票のない方のみ（当面の間不要）

- ① ハローワークで求職の申込みを行い、求職受付票（ハローワークカード）の発行を受けます。

4. 住居確保給付金の確認書類の提出

- ①不動産業者等から記載・発行を受けた「入居(予定)住宅に関する状況通知書」を生活福祉課（自立相談支援機関）に提出してください。

5. 住居確保給付金の審査

- ①住居確保給付金の支給申請に必要な書類が整うと、自治体において支給の審査が行われます。
- ②審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、生活福祉課（自立相談支援機関）から「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付され、住居を喪失されている方は同時に「住居確保報告書」の用紙が配布されます。

※受給資格なしと判断された場合は、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されますので、不動産業者等に対して、住居確保給付金が不支給決定となった旨を連絡してください。

※住居喪失でない方には、住居確保給付金支給対象者証明書の交付なしで決定・不決定通知をする場合があります。

6. 賃貸借契約の締結 ※住居を喪失されている方のみ

- ①「入居予定住宅に関する状況通知書」の記載・発行を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。

7. 入居手続き ※住居を喪失されている方のみ

- ①賃貸借契約を締結後、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- ②すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。
- ③住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書」の写し及び新住所における「住民票」の写しを添付して、「住居確保報告書」を生活福祉課（自立相談支援機関）に提出してください。

8. 住居確保給付金支給の決定

- ①住居確保給付金の支給申請に必要な書類と上記6及び7の手続きが全て整うと、生活福祉課（自立相談支援機関）から「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配布されます。（「職業相談確認票」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」は当面の間不要となりました）

9. 不動産業者等への住居確保給付金支給決定の報告

- ①不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出してください。

V 求職活動要件

支給決定が出ると求職活動要件を満たすことが必要となります。

（住居喪失者は「対象者証明書」の交付以降活動が必要です。）

- ① 月2回以上ハローワークで職業相談を受け、「職業相談確認票」に所定の記載を受けてください。
- ② 月4回以上生活福祉課（自立相談支援機関）の支援員による面接等の支援を受けてください。
- ③ 原則週1回以上、求人先への応募・面接等を行ってください。ハローワークの求人に限らず、求人情報誌や折り込み広告等も活用してください。
- ④ 支援員による面接時に求職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」「職業相談確認票」により求職活動を報告してください。
- ⑤ 生活福祉課（自立相談支援機関）よりプランが策定された場合は、①～③に加え、当該プランに記載された就労支援等（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

※ 当面の間、ハローワークの求職申込みは不要とし、月4回の自立相談支援機関の相談は月1

回程度に緩和します。求職活動状況報告書を郵送、FAX、もしくはその内容を電話で報告してください。

※ 常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を生活福祉課（自立相談支援機関）へ提出してください。

※常用就職届（添付書類含む）により、収入基準額（※2）以上の収入となる場合には、基準を超える収入を得られた月から支給が中止されます。

VI 支給の停止

住居確保給付金受給中に職業訓練受講給付金を受給することになった場合は支給を停止します。

VII 支給の中止

- ① 上記Vの求職活動を怠ったとき、又は就労支援に関する生活福祉課（自立相談支援機関）の指示に従わないとき。
- ② 受給者が常用就職し、就労に伴い得られた収入の額が収入基準額（※2）を超えたとき。
- ③ 受給者が常用就職した後に常用就職及び就労により得た収入の報告を怠ったとき。
- ④ 支給決定後、受給者が住居確保給付金の支給対象となっている賃貸住宅から退去したとき。
- ⑤ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになったとき。
- ⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処せられたとき。
- ⑦ 支給決定後、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明したとき。
- ⑧ 受給者が生活保護費を受給したとき。
- ⑨ 上記のほか、受給者が死亡する等、住居確保給付金を支給できない事情が生じたとき。
※支給中止月は、中止内容により別途定めがあります。

VII 支給の延長

支給期間の3カ月を経ても、常用就職に至らなかった場合、または収入を得る機会が改善せず、引き続き住居確保給付金を支給することが就職の促進に必要であると認められる場合は、支給最終月の末日までに延長の申請を行うことができます。（要件を満たした場合は延長は2回まで可能です。）

<お問い合わせ先>

河内長野市福祉部生活福祉課

電話 0721-53-1111（内線 123・178）